

学校運営協議会情報連絡会設置要綱

平成 30 年 7 月 1 日施行

改正 平成 31 年 1 月 19 日

改正 令和 3 年(2021 年) 4 月 1 日

改正 令和 4 年(2022 年)10 月 3 日

(目的)

第 1 条 八王子市立小学校、中学校及び義務教育学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の更なる充実を図るため、協議会同士の情報共有や情報提供及び適切な合意形成を行うこと等を目的として、学校運営協議会情報連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 連絡会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 協議会の運営に関する施策等の連絡調整に関すること。
- (2) 協議会同士の情報共有や情報提供に関すること。
- (3) 連絡会代表・副代表の選任及び解任に関すること。
- (4) 協議会や連絡会及び教育委員会との連携、協力に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、連絡会の円滑な運営のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 連絡会の組織は、次のとおりとする。

- (1) 代表 1 名
- (2) 副代表 3 名以内
- (3) 第 1 号、第 2 号以外の協議会会長
- (4) 第 1 号から第 3 号以外で連絡会が適当と認めた者

(代表及び副代表の職務)

第 4 条 代表及び副代表の職務について次のとおり定める。

- (1) 代表は会務を総理する。
- (2) 副代表は代表を補佐し、代表に事故があるとき又は欠けたときには代表の職務を代理する。

(代表及び副代表の選任等)

第5条 代表及び副代表の選任等に関する事項について次のとおり定める。

- (1) 代表は、協議会会長の互選により選出し、連絡会の承認をもって決定する。
- (2) 副代表は、代表が指名し、連絡会の承認をもって決定する。
- (3) 代表・副代表の任期は、就任後2年を経過した最初の連絡会までとし、再任は妨げない。但し再任する場合においても、第1号及び第2号の手順において決定するものとする。
- (4) 代表・副代表の任期途中での解任については、対象となる者を除いた、第3条第1号から第4号で規定する構成員(以下「構成員」という。)の2/3以上の同意をもって決定する。
- (5) 第4号による規定は、代表・副代表より辞任の申し出があった場合や、協議会会長としての身分を有しなくなった場合には、この限りではない。
- (6) 第4号、第5号及びその他やむを得ない理由により、代表や副代表またはその両方(以下「代表等」という。)が欠けた場合には、第1号または第2号の規定により、速やかに代表等を選任するものとする。

(連絡会の開催等)

第6条 連絡会の開催等に関する事項について次のとおり定める。

- (1) 連絡会の開催にあたっては、構成員からの要請等に基づき、代表が招集する。
- (2) 代表は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を連絡会に出席させ、意見等を求めることができる。
- (3) 協議会会長は、都合により連絡会に出席できない場合には、会長が属する協議会副会長を代理として、連絡会に出席させることができる。

(事務局及び事務局会議の開催等)

第7条 事務局及び事務局会議に関する事項について次のとおり定める。

- (1) 連絡会に事務局を置き、連絡会の庶務を処理する。
- (2) 事務局を地域教育推進課内に設置し、地域教育推進課長を事務局長とする。
- (3) 代表は、連絡会を開催する際には、会議の円滑な開催を目的に、事前に事務局会議を開催することができる。
- (4) 事務局会議は、代表・副代表・事務局長及び事務局をもって構成する。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年(2021 年)4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年(2022 年)10 月 3 日から施行する。

但し、第 5 条第 3 号の規定については、令和 4 年(2022 年)12 月 5 日から施行とし、本要綱施行後、令和 4 年(2022 年)12 月 4 日までは、改正前要綱で定めた代表・副代表により、本要綱に基づき連絡会の運営等を行うものとする。